

いじめ防止のための基本的取組

☆「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月施行）を受け、「豊島区いじめ防止対策推進条例」、「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」等に基づき、本校の取り組みを、以下のように定める。

1 いじめ防止に向けた基本方針

- ① いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという危機意識をもち、いじめの未然防止に向けて組織的な取組を進め、すべての生徒が安心して生活でき、学べる学校づくりを全教職員が保護者・地域、外部関係機関と協働して行う。
- ② いじめが疑われる段階で、生命尊重・人権尊重を第一に、様子見はせず、早期対応を図る。

2 いじめ対策にあたる組織

- ① 学年会、生活指導部会や特別支援教育推進委員会を中心に、情報確認、未然防止にあたる。月 2 回、校内いじめ対策推進委員会を開催し、いじめの判定、いじめに関する対応、継続指導判定等を行う。学校いじめ対策推進委員会を年 4 回定期に開催し、いじめ対策の取組や状況報告及び意見交換等を行う。重大事態が発覚した場合は、学校いじめ対策推進委員会を緊急招集し、拡大外部機関の関係者を交えて対応にあたる。
- ② 校内いじめ対策推進委員会は、校長・副校長・生活指導主任・各学年の生活指導部員・ＳＣ・養護教諭を委員とする。
- ③ 学校いじめ対策推進委員会は、上記委員に加え、学運協代表 2 名・ＰＴＡ代表 1 名・主任児童委員 1 名・地域警察署少年係 1 名以上・ＳＳＷ 1 名以上を委員とする。必要に応じて、拡大外部機関として、教育委員会・児童相談所等にも委員会への出席を要請する。

3 いじめ防止等に関する日常の取組

- ① いじめの未然防止
 - ア すべての学校教育において道徳教育を充実させ、特に生命尊重・人権尊重を重点化し指導を行う。
 - イ 生徒会活動などを通じ、いじめ防止に結びつく生徒の主体的取組を展開させる。
 - ウ 様々な情報発信・公開による保護者・地域との信頼関係を基盤に教育活動を展開する。
- ② いじめの早期発見
 - ア 定期的に「いじめ調査」「心の健康アンケート」「i-check テスト」を行い、いじめの実態や悩み等を抱えている生徒を把握し、校内いじめ対策推進委員会に報告する。必要と判断された生徒には、ＳＣ面談や教育相談を実施する。
 - イ 生徒・保護者が利用しやすいＳＣの相談体制を整備する。月毎にＳＣだよりで広報を行う。
 - ウ 生活指導上のトラブルはいじめか否かを問わず、すべて生活指導部会、校内いじめ対策推進委員会へ報告し、後者がいじめか否かの判断をし、その後の対応を決める。